

『らふケアプランセンター』
重 要 事 項 説 明 書

らふ Laugh 株式会社

居宅介護支援 重要事項説明書

＜令和 8 年 4 月 1 日現在＞

1 事業者（法人）の概要

名称・法人種別	らふLaugh株式会社
代 表 者 名	上田 真紀
所在地・連絡先	(所在地) 京都府長岡京市井ノ内南内畑 3 7 (電話) 075-888-1820

2 事業所の概要

(1) 事業所名称及び事業所番号

事業所名	らふケアプランセンター
所在地・連絡先	(所在地) 京都府長岡京市井ノ内南内畑 3 7 (電話/FAX) 075-888-1820
事業所番号	2673000788
管理者の氏名	平井 久美子

(2) 事業所の職員体制

従業者の職種	人数 (人)	区				常勤換算後 の人数 (人)	職務の 内容等
		常勤(人)		非常勤(人)			
		専従	非専従	専従	非専従		
管理者	1	1				0.2	総括・ 管理業務
主任 介護支援専門員	1	1				0.8	主任・ケアマ ネジメント
介護支援専門員	6	3		3		4.5	ケアマネジ メント

(3) 通常の事業の実施地域

通常の事業の実施地域	長岡京市、向日市、大山崎町、京都市内一部
------------	----------------------

※ 上記地域以外でもご希望の方はご相談ください。

(4) 営業日・営業時間等

営業日	平 日・土曜日
営業時間	9:00～17:00

※ 営業しない日： 日曜日・祝日・12月29日～1月3日、8月13日～15日

3 サービスの内容

(1) 居宅サービス計画（介護予防支援計画）の作成

- ・利用者の居宅等を訪問して、利用者の心身の状況、置かれている環境等を把握し居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるようサービス担当者会議の開催と検討の上、居宅サービス計画又は介護予防支援計画（以下「居宅サービス計画等」という。）を作成します。
- ・利用者の意向に配慮し、市内の一覧表等を活用した事業所（サービス）を提示します。

(2) 居宅サービス計画等作成後の便宜の供与

- ・利用者およびその家族等、指定居宅サービス事業所等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画等の実施状況を把握します。
- ・居宅サービス計画等の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業所等との連絡調整を行います。
- ・利用者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

(3) 居宅サービス計画等の変更

利用者が居宅サービス計画等の変更を希望した場合、または事業所が居宅サービス計画等の変更が必要と判断した場合は、事業所とご利用者双方の合意に基づき居宅サービス計画等を変更します。

(4) 給付管理の業務

利用者の要介護状態区分ごとの支給限度額基準額内で適切な介護保険サービスが利用できるよう給付管理を行い、必要に応じて居宅サービス計画の見直しを検討します。

4 テレビ電話装置等を活用したモニタリング実施について

テレビ電話装置等を活用したモニタリング実施方法及びメリット、デメリットは以下のとおりです。

同意欄	説 明
☐	利用者の状態が安定していることを前提として実施します。
☐	実施にあたっては、主治医及びサービス事業者等の合意を得ます。
☐	2ヶ月に1回は利用者の居宅を訪問して面接を行います。
☐	移動が不要であるため、ケアマネジャーとの日程調整が容易になります。
☐	訪問者を自宅に迎え入れないため、利用者の心理的負担が軽減されます
☐	感染症が流行している状況でも、非接触での面接が可能になります。
☐	利用者の健康状態や住環境については、画面越しでは確認がむずかしいことから、サービス事業者の担当者から情報提供を受けます。

5 費 用

要介護認定を受けられた方は、居宅介護支援については、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

なお、介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者直接向け介護保険給付が行われない場合があります。その場合、利用者様は1か月につき料金表の利用料金全額をお支払いください。利用料のお支払いと引き換えに領収証を発行します。また、還付に必要なサービス提供証明書を発行します。

【料 金 表】

■居宅介護支援（例：長岡京市 地域区分5等地 1単位：10,70円）

区 分		サービス 単位	サービス 利用料金	備 考
居宅介護 支援費（Ⅰ）	要介護1・2	1,086単位	11,620円／月	介護支援専門員1人あたり利用者45人未満
	要介護3・4・5	1,411単位	15,098円／月	
居宅介護 支援費（Ⅱ）	要介護1・2	544単位	5,821円／月	1人あたり利用者45人以上60人未満
	要介護3・4・5	704単位	7,533円／月	
居宅介護 支援費（Ⅲ）	要介護1・2	326単位	3,488円／月	1人あたり利用者60人以上
	要介護3・4・5	422単位	4,515円／月	

■以下の要件を満たす場合、以下の単位が加算されます。

加算項目	単位	内 容
初回加算	300／月	新規あるいは要介護状態区分が2区分以上変更された場合、初回利用者一人につき1回
特定事業所加算（Ⅰ）	519／月	主任介護支援専門員を2人以上、常勤専従の介護支援専門員を3人以上配置し、一定要件を全て満たした場合
特定事業所加算（Ⅱ）	421／月	主任介護支援専門員を1人以上、常勤専従の介護支援専門員を3人以上配置し、一定の要件を全て満たした場合
特定事業所加算（Ⅲ）	323／月	主任介護支援専門員を1人以上、常勤専従の介護支援専門員を2人以上配置し、一定の要件を全て満たした場合
特定事業所加算（A）	114／月	主任介護支援専門員を1人以上、常勤専従の介護支援専門員1名以上、非常勤1名以上配置し、一定の要件を全て満たした場合
特定事業所医療介護連携加算	125／月	特定事業所加算（Ⅰ）～（Ⅲ）を算定し、一定の要件を全て満たした場合
入院時情報連携加算（Ⅰ）	200／月	入院時の病院等との連携した場合（入院当日）
入院時情報連携加算（Ⅱ）	100／月	入院時の病院等との連携した場合（入院後3日以内）
退院・退所加算（Ⅰ） イ	450／月	関係者からの利用者に係る必要な情報提供の回数がカンファレンス以外の方法で1回実施された場合

退院・退所加算（Ⅰ） □	600／月	関係者からの利用者に係る必要な情報提供の回数が2回、うちカンファレンスにより1回以上実施された場合
退院・退所加算（Ⅱ） イ	600／月	関係者からの利用者に係る必要な情報提供の回数がカンファレンス以外の方法で2回以上実施された場合
退院・退所加算（Ⅱ） □	750／月	関係者からの利用者に係る必要な情報提供の回数が2回、うちカンファレンスにより1回以上実施された場合
退院・退所加算（Ⅲ）	900／月	関係者からの利用者に係る必要な情報提供の回数が3回以上、うちカンファレンスにより1回以上実施された場合
通院時情報連携加算	50／利用者1人につき1回	利用者が医師及び歯科医師の診察を受ける際に同席し医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合
緊急時等居宅カンファレンス加算	200／1回 月2回まで	利用者の状態の急変等に伴い利用者宅で行われるカンファレンスへ参加した場合
ターミナルケアマネジメント加算	400／月	対象となる疾患患者に対する頻回な居宅訪問や主治医・事業者との連携した場合
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	所定単位数の 2.1％／月	ケアプランデータ連携を利用し、一定の要件を全て満たした場合

※ 要介護認定を受けられた方は、居宅介護支援については、自己負担はありません。

■交通費

通常の事業の実施地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域にお住まいの方は、交通費の実費が必要となります。

なお、自動車等を使用した場合は、次の交通費をいただきます。

通常の事業の実施地域を越えてから、片道30キロメートル未満	300円
通常の事業の実施地域を越えてから、片道30キロメートル以上	500円

■自己負担金や交通費などの支払いが生じる場合

毎月、15日までに前月分の請求をいたしますので、月末までに下記口座に振り込んで下さい。入金確認後、領収証を発行します。

現金支払い等の支払方法については、ご相談ください。

振込先：京都信用金庫 長岡支店 普通口座 番号 3069899

6 事業所の特色等

(1) 事業の目的

事業所は、利用者に対して、介護保険法等関係法令及びこの契約書に従い、居宅サービス計画等の作成を支援し、各種の居宅サービス等の提供が確保されるよう、サービス事業所との連絡調整その他の便宜を図りながら適切な居宅介護支援を提供する事を目的とします。

(2) 運営方針

- 事業所は、利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう配慮し援助に努める。
- 2 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者自らの選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスや事業者の連携を得て、総合的かつ効果的な介護サービス計画等に基づいて介護サービスが提供されるよう配慮して行う。
 - 3 利用者が医療系サービスの利用を希望している場合等は、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求め、この意見を求めた主治の医師等に対して介護サービス計画等を交付する。
 - 4 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供されるサービス等が特定の種類または特定の事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。利用者やその家族は、当該事業所を計画に位置付けた理由を求めることができる。
 - 5 事業の運営に当たっては、市町村、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、他の居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、関係医療機関、介護保険施設、指定特定相談支援事業者等との連携に努める。また地域包括支援センターより支援困難な事例や中重度者事例の紹介を受けた場合においても十分な連携を図るよう努める。
 - 6 サービスの提供に当たっては、要介護者等の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に努め、主治の医師や歯科医師、薬剤師等及び医療サービスとの連携に十分配慮して行う。
 - 7 要介護状態が改善し要介護認定が要支援認定となった場合、居宅介護支援事業者は地域包括支援センターに必要な情報提供を行うなどの措置を講ずる。
 - 8 利用者の要介護認定等に係る申請に対して、利用者の意思をふまえ、必要な協力を行う。また、要介護認定等の申請が行われているか否かを確認し、その支援も行う。
 - 9 保険者から要介護認定調査の委託を受けた場合は、その知識を有するよう常に研鑽に努め、被保険者に公正、中立に対応し正しい調整を行う。
 - 10 前6項の他「介護保険法に基づく長岡京市指定居宅介護支援の事業の人員等の基準等に関する条例（平成30年長岡京市条例第1号）」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(3) その他、従業員の資質向上のため、以下の研修を行います。

- ・採用時研修 採用時3ヶ月
- ・従業員研修 年4回以上

7 虐待の防止について

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、市町村に通報するものとする。

8 身分証携行義務

介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

9 記録の整備

指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する記録を整備し、サービス提供を開始した日から5年間保存します。

10 衛生管理等について

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- ①事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
- ②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- ③従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

11 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

12 サービス内容に関する苦情等相談窓口

(1) 苦情等相談窓口について

提供したサービス内容等について、相談や苦情を受け付けるための窓口を下表のとおり設置します。

当事業所 相談窓口	窓口責任者 上田 真紀 受付時間 9:00～17:00 連絡先 電話:075-888-1820 FAX:050-3537-8208 面接(当事業所相談室) 苦情箱 玄関に設置
長岡京市高齢介護課介護保険係 (市役所2階)	受付時間:月曜日～金曜日 8:30～17:15 電話番号:075-955-2059
向日市市民サービス部 高齢介護課 (東向日別館3階)	受付時間:月曜日～金曜日 8:30～17:15 電話番号:075-874-2591
乙訓郡大山崎町健康課 高齢介護係	受付時間:月曜日～金曜日 8:30～17:15 電話番号:075-956-2101(代表)
京都府国民健康保険団体連合会	受付時間:月曜日～金曜日 9:00～17:00 電話番号:075-354-9090

(2) 相談及び苦情処理の体制及び手順について

相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は、以下のとおりです。

- ・緊急時等の相談には、上記連絡先において利用者等の電話及びショートメッセージ等の情報通信機器等を活用し、24時間対応する連絡体制を確保している。
- ・苦情があった場合には、直ちに担当者が利用者につながり、直接訪問し詳しい事情を聞くとともに、当該利用者の担当者からも事情を確認する。
- ・苦情処理については、検証結果等に基づき、できるかぎり速やかに利用者へ適切な対応を行う。
- ・苦情の内容、処理結果について記録した上、台帳に保管し、再発防止に役立てる。
- ・対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へ必ず対応方法を含めた結果報告を行う。
- ・苦情の内容によっては、行政窓口等を紹介する。

13 緊急時等における対応方法

サービス提供中に病状の急変などがあった場合は、速やかに利用者様の主治医、救急隊、緊急時連絡先(ご家族等)、居宅サービス計画等を作成した居宅介護支援事業者等へ連絡をするなどの必要な措置を講じます。

14 事故発生時等における対応方法

サービス提供中に事故が発生した場合は、必要な措置を講じるとともに、速やかに利用者様の緊急時連絡先（ご家族等）、居宅サービス計画等を作成した居宅介護支援事業者等、各市町村に連絡を行います。

15 個人情報の保護及び秘密の保持について

- ・事業所は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めます。
- ・事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得るものとします。

16 サービス利用に当たっての留意事項

サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示してください。
また、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）及び被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業所にお知らせください。

■緊急時等連絡先

緊急時連絡先 (家族等)	氏名（続柄）	()
	住 所	〒
	電話番号 (携帯電話)	

主治医	病院（診療所）名	
	所在地	
	担当医師	
	電話番号	

■担当の介護支援専門員

契約者（利用者）を担当する介護支援専門員は、らふケアプランセンターの
_____です。

但し、やむを得ない事由で変更する場合は、事前に連絡をいたします。

当事業者はサービスの利用に当たり、利用者に対して重要事項説明書を交付の上、居宅介護支援のサービス内容及び重要事項の説明を行いました。

〔説明・交付年月日〕 令和 年 月 日

事業者	所在地	京都府長岡京市井ノ内南内畑37
	事業者名	らふ Laugh 株式会社
	事業所名	らふケアプランセンター
	事業所番号	2673000788
	代表者名	上田 真紀

説明者 職 名： 介護支援専門員 氏 名： _____

私は、重要事項説明書に基づいてサービス内容等に係る重要事項の説明を受け、その内容および以下の項目について同意の上、本書面を受領しました。

- ・私は、利用可能な事業所事業所を複数の紹介を受けられることや、計画書に位置付けられた事業所の紹介を受けた場合は、その理由の説明を求めることが出来ることについての説明を受けました。
- ・ご利用中の訪問介護事業所等から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、訪問の際に介護支援専門員自身が把握した利用者の状態等について、介護支援専門員から主治の医師や歯科医師、薬剤師に必要な情報伝達を行うことについて了解しました。
- ・もしも私が入院した場合、担当介護支援専門員の氏名と事業所の連絡先を、入院先医療機関に報告します。
- ・緊急時、サービス担当者会議等で、契約者及び家族の個人情報が用いられることに了解しました。

令和 年 月 日

(利用者)

契約者 住所 _____

氏名 _____

(署名・法定)

代理人又はご家族 住所 _____

氏名 _____

(続柄)

※令和5年10月1日改訂

令和6年2月1日改訂

令和6年4月1日改訂

令和6年6月3日改訂

令和6年11月1日改訂

令和8年4月1日改訂

令和8年6月1日改訂

